

# セーフティネット保証2号(イ)にかかる特定中小企業者の認定のご案内

## (三菱マヒンドラ農機関連)

### 1 認定の対象となる方

名古屋市内に本店又は事業所があり、次の要件に該当する方

指定事業者\*と直接取引関係にあり、当該指定事業者との取引依存度が20%以上である中小企業者で、令和8年3月2日以降の最近1か月（申請日が属する月の前月までを最近として取り扱います。）の売上高等が前年同期に比べて10%以上減少し、かつ、その後2か月を含む3か月の売上高等の実績又は見込みの売上高等が前年同期に比べて10%以上減少する見込みであること。

※1 この案内における「指定事業者」は「三菱マヒンドラ農機株式会社、リョーノーファクトリー株式会社又は三菱農機販売株式会社」をいいます。

※2 なお、その他の指定事業者も含めた最新の状況は、以下の経済産業省ホームページから確認できます。

[https://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu\\_net\\_2gou.html](https://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu_net_2gou.html)

### 2 認定申請の流れ

**※対象となる要件が複雑になっていますので、できる限り事前に中小企業振興課までお電話でご相談下さい。**

① 必要書類を持参して、中小企業振興会館6階（中小企業振興課）へお越しください。

【受付時間】午前9時～11時、午後1時～4時（ただし、土日祝日、12月29日から1月3日を除く）

② 認定要件、必要書類を確認し、書類一式を提出していただきます。

③ 認定書は後日の交付になります。準備ができましたらご連絡しますので、改めてお越しください。

### 3 必要書類 ※申請に必要な「認定申請書」「取引依存度申告書」「内訳書」は来庁時にご記入いただきます。

提出書類	備考	
<input type="checkbox"/> 指定事業者との取引依存度が確認できる書類	例) 売上元帳、品目別・得意先別の仕入元帳など	
<input type="checkbox"/> 「最近1か月（申請日が属する月の前月）の売上高が確認できる書類」及び「最近1か月（申請日が属する月の前月）とその後2か月を含む3か月に対応する、前年同期3か月分の月別売上高が確認できる書類」 ※その後2か月分の売上高については、申請書に記載された見込額により確認するため、書類の提出は不要です	例) 月別売上高がわかる各種試算表、帳簿（売上台帳、仕訳帳、総勘定元帳、売掛帳、日計表など）、法人概況説明書（表裏）等 ※最近1か月と前年同期で種類が異なっても可	
<input type="checkbox"/> 市内での事業実態が確認できる書類 ※右記で確認できない場合は、許認可証や賃貸借契約書の写し等、实在確認ができる資料を2種類以上（個人は1種類で可）ご持参ください	法人 <input type="checkbox"/> 履歴又は現在事項全部証明書 個人 <input type="checkbox"/> 直近1期分の確定申告書 ※創業後で1期申告前は開業届	・3か月以内に法務局で取得した原本又はコピー ・表紙、収支計算書や青色申告決算書のコピー
<input type="checkbox"/> 創業年月日が確認できる資料	法人 履歴又は現在事項全部証明書 個人 開業届、許認可証等	
<input type="checkbox"/> 来庁者の本人確認書類等	・運転免許証等の顔写真付き公的書類（全員）、社員証や名刺等その企業への所属が確認できるもの（従業員が来庁する場合のみ）	

\*必要に応じて、上記以外の書類等の提出をお願いすることがあります。

\*認定の取得は、一切の融資・保証を約束するものではありません。また、認定後に申請内容と異なる事実が判明した場合には、認定が取消しとなる場合があります。

\*金融機関担当者による代理申請は委任状が必要です。

### 4 お問い合わせ先

名古屋市経済局産業労働部中小企業振興課

〒464-0856 千種区吹上二丁目6-3 中小企業振興会館6階（TEL：735-2100）

（令和8年5月1日現在）